

## 要介護状態の判断基準に対する石山委員御指摘事項

○現行の要介護状態の判断基準は、特別養護老人ホームの入所基準を参考に設定されており、現在の介護保険制度の状況から見ると、範囲が狭すぎるのではないか。

○日常生活動作について、一つでも「一部介助」が必要な場合は、生命維持に関わる危険性もあり、また、同状態は現在では介護保険における「要介護状態」に該当すると考えられるため、判断基準を緩和すべきではないか。

※日常生活動作のうち、「歩行」が「一部介助」である場合、自分では水も飲みに行けない、排泄できないなど、生活全般に渡って介護が必要となる。

○福祉用具等も時代により変遷があるため、必要な措置を施す必要があるのではないか。

（例）「スプーン等」について、「自助具」が含まれることを示す

（例）「自分でできないので全て介助しなければならない」「特殊浴槽を使っている」といった表現を「全介助」に修正する